

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月26日

【発行者名】 いちご不動産投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 高塚 義弘

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

【事務連絡者氏名】 いちご不動産投資顧問株式会社
執行役財務本部副本部長財務部長兼経理部長
久保田 政範

【電話番号】 03-3502-4886

【届出の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】 いちご不動産投資法人

【届出の対象とした募集内国投資証券の形態及び金額】 形態：投資証券
発行価額の総額：その他の者に対する割当 667,813,120円

安定操作に関する事項 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年11月14日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成26年11月26日開催の役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

（3） 発行数

（4） 発行価額の総額

（5） 発行価格

（14） 手取金の使途

第4 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

下線_____は訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要および本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名または名称		S M B C 日興証券株式会社	
割当口数		8,320口	
払込金額		625,000,000円(注)	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 久保 哲也	
	資本金の額(平成26年10月31日現在)	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主(平成26年10月31日現在)	株式会社三井住友銀行 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数(平成26年10月31日現在)	679口
	取引関係	一般募集(後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」で定義します。以下同じです。)の主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注) 払込金額は、平成26年11月6日(木)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要および本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名または名称		S M B C 日興証券株式会社	
割当口数		8,320口	
払込金額		667,813,120円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 久保 哲也	
	資本金の額(平成26年10月31日現在)	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主(平成26年10月31日現在)	株式会社三井住友銀行 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数(平成26年10月31日現在)	679口
	取引関係	一般募集(後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」で定義します。以下同じです。)の主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注)の全文削除

(4) 【発行価額の総額】

<訂正前>

625,000,000円

(注) 発行価額の総額は、平成26年11月6日(木)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

667,813,120円

(注)の全文削除

(5) 【発行価格】

<訂正前>

未定

(注) 発行価格は、平成26年11月26日(水)から平成26年12月1日(月)までのいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

<訂正後>

80,266円

(注)の全文削除

(14) 【手取金の使途】

<訂正前>

本第三者割当による新投資口発行の手取金上限(625,000,000円)については、借入金の返済に充当し、残額があれば手元資金とし、将来の借入金の返済に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金(7,193,000,000円)については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。)の取得資金およびその取得費用の一部に充当し、残額があれば借入金の返済に充当します。

(注1) 上記の各手取金は、平成26年11月6日(木)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(注2) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

<訂正後>

本第三者割当による新投資口発行の手取金上限(667,813,120円)については、借入金の返済に充当し、残額があれば手元資金とし、将来の借入金の返済に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金(7,679,850,880円)については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。)の取得資金およびその取得費用の一部に充当し、残額があれば借入金の返済に充当します。

(注) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

(注1)の全文及び(注2)の番号削除

第4【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

本投資法人は、平成26年11月14日（金）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口95,680口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を決議していますが、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、SMBC日興証券株式会社が、本投資法人の投資主から8,320口を上限として借り入れる本投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は8,320口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が当該投資主から借り入れた本投資口の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、SMBC日興証券株式会社は、一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年12月18日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。SMBC日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、SMBC日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

本投資法人は、平成26年11月14日（金）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口95,680口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を決議していますが、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、SMBC日興証券株式会社が、本投資法人の投資主から借り入れる本投資口8,320口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が当該投資主から借り入れた本投資口の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、SMBC日興証券株式会社は、平成26年11月29日（土）から平成26年12月18日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。SMBC日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、SMBC日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）